

変更前	変更後
第7条（手形、小切手の支払） ① 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のために呈示された場合には、当座勘定から支払います。 ② 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。 ③ この払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するため、当行所定の本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまで払戻しを行いません。	第7条（手形、小切手の支払等） ① 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のために呈示された場合には、当座勘定から支払います。 ② 当座勘定の払戻しの場合には、<u>小切手または当行所定の払戻請求書</u>を使用してください。 ③ <u>前項の払い戻しに払戻請求書を使用する場合には、本人のみ使用することができ、この使用にあたっては当行所定の本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。</u>この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまで払戻しを行いません。
第12条（手数料等の引落し） ① 当行が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。 ② 当座勘定から各種料金等の自動支払をする場合には、当行所定の手続をしてください。	第12条（手数料等の引落し） ① 当行が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手<u>または払戻請求書</u>によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。 ② 当座勘定から各種料金等の自動支払をする場合には、当行所定の手続をしてください。
第16条（印鑑照合等） ① 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。 ② 手形、小切手として使用された用紙（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます）を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。	第16条（印鑑照合等） ① 手形、小切手、<u>払戻請求書</u>または諸届け書類に使用された印影（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、その手形、小切手、<u>払戻請求書</u>、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。 ② 手形、小切手として使用された用紙（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます）を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。